

解説

歯科個別指導の持参物について

整理の方向で日歯と厚労省が合意

昨年九月、日本歯科医師会と厚生労働省は歯科の個別指導における持参物について協議を行ない、日計表や領収書の控えなど作成・保存していただければ持参不要であるなど、持参物を整理する方向で合意しました。左のカコミはこの合意を受けて厚労省が全国の厚生局にあてた事務連絡の内容です。

この合意を受けて、協会が昨年十二月に東海北陸厚生局富山事務所へたいし富山県における取扱いを確認したものが、一面左下の記事です。

負担大きい対象患者の前日連絡

個別指導の持参物について問題となる背景には、指導対象となる患者リストが指導日の前日に医療機関に届く(半数の十五件のみ、残り半数は四日前に到着)という事情があります。個別指導に選定された医療機関は、日常診療と並行しながら書類の準備をしなければなりません。診療を中断して行なうわけにもいかず、指導の前日はスタッフ総出で深夜まで対応に追われているとの話も聞かれます。

一九九六年に実施された新指導大綱では当初、対象患者リストは指導日のおおむね一週間前から十日前に送付することとされていました。しかしその後、「個別指導の業務に支障がある」との理由で指導日前日の送付に変更されたため、協会などが改善を申し入れ、現在の形態(四日前に半数、前日に半数)となった経緯があります。

個別指導は教育的視点で懇切丁寧にとの原則にのっとり、患者リストの送付日をせめて指導日の一週間前に戻すことが求められます。

及び処方せん(控)について、昨年度の通知には無かった「保存している場合に提出してください」との注釈が追加されており、今回の合意事項が当県の個別指導にも反映されていることがわかります。

歯科個別指導における持参物について (合意内容)

— 昨年9/25厚労省事務連絡 —

※編集部で要約・加筆

1. 歯科衛生士業務記録簿

H26年度改定で通知から「歯科衛生士業務記録簿」の文言が削除され、実地指導における提供文書の写し等が「業務に関する記録」とされたことから、持参を求める場合は「歯科衛生士業務記録等」とすること。

2. スタディモデル

H22年度改定において基本診療料に包括されたことから、持参物からスタディモデルを削除する。

3. 医療従事者の免許証と写し

(略) ※富山では以前から求められていない(編集部)

4. 日計表等

以下の書類は作成・保存している場合に持参することとし、作成・保存していない場合は不要。医療機関から相談があれば適切に対応すること。

- ①患者毎の一部負担金徴収に係る帳簿(現金出納簿)
- ②患者毎の内訳の判る日計表
- ③患者毎の予約状況が判る予約簿
- ④審査支払機関からの返戻・増減点通知書
- ⑤領収書控え、処方せん控え
- ⑥歯科技工物単価表

5. X線フィルム、口腔内カラー写真

X線画像、口腔内カラー写真等を電子媒体に保存しており、プリントアウトに時間を要する場合は、指導会場で画像の確認が可能なパソコン・周辺機器を持参するか、USBメモリ等の記録媒体の持参も可とする。記録媒体のみを持参する場合は、事前に各県事務所に相談すること。

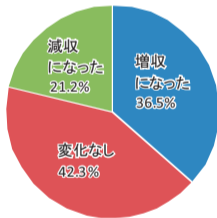
2014年歯科会員アンケート結果から① 昨年改定評価「良い・悪い」分かれる

協会は昨年9月、診療報酬改定や消費税増税の影響を調査する会員アンケートを実施しました。これは保団連が提起して全国規模で行なわれたものです。

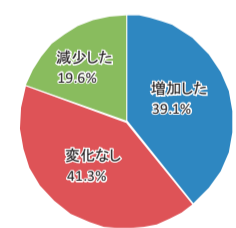
富山協会ではFAX登録のある歯科医療機関220件のうち54件から回答が寄せられました(回答率25%)。

3. 請求点数の変化(前年比)

「増収」が4割弱、「減収」2割強となり、設問2と似た傾向です。この増収・減収が改定の評価に繋がっていると思われます。

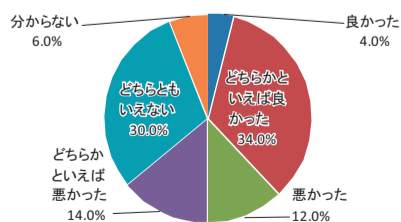


1. 受診患者数の変化(前年比)



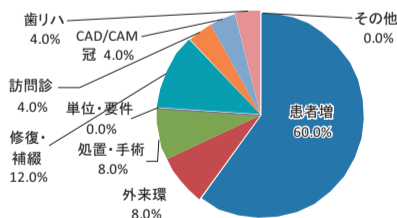
2013年と2014年の4月~8月の患者数を比べた設問では、「増加」「変化無し」が4割、「減少」は2割となっています。いっぽう全国のアンケート結果は「増加」2割、「減少」4割となっており、富山とは逆の傾向です。

2. 診療報酬改定の評価



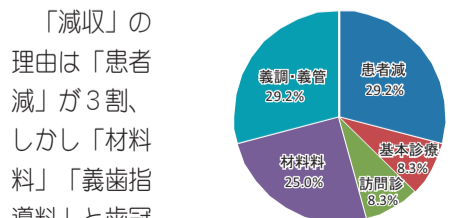
「良い」が合わせて4割弱、「悪い」が同2割半、「どちらともいえない」が3割と、医療機関によって評価が分かれました。

4. 増収になった理由



「増収」と回答したうち、その理由では「患者増」が6割を占め、他は多くて1割程度。「患者増」が何にも増して重要と改めて示されました。

5. 減収になった理由



「減収」の理由は「患者減」が3割、しかし「材料料」「義歯指導料」と歯冠修復・欠損補綴分野の影響も大きいことがわかります。(次号に続く)

2014年度個別指導実施通知書における持参物(富山県)

5 当日準備していただく書類等

- (1) 診療録等(別途連絡する患者及び自家診療分に係る初診時からの全ての記録(保存期間を終了していない記録が対象であり、自費診療分も含む)を準備してください。なお、初診時とは、直近の初診の日を指すものではなく、当該医療機関に初めて受診した日をいう。
 - ①診療録(レセプトコンピューター等の電子機器を使用して作成している場合は、使用している電子機器の概要、使用方法等がわかる取扱説明書等を含む)
 - ②歯科衛生士業務記録等
 - ③診療に関する諸記録(歯科技工指示書、納品伝票等、平行測定模型及び未装着補綴物)
 - ④X線フィルム(パノラマ、デンタル等)及び口腔内カラー写真(電子媒体により保存している場合は、表示できる機器を準備いただくか、プリントアウトしたものを準備願います。)
- (2) 特定保険医療材料、薬剤、金属材料、その他の歯科材料等の購入・納品伝票(直近1年分)
- (3) 酸素の購入単価の算定基礎となる書類(当該年度の単価の算定の根拠となった購入・納品伝票)
- (4) 患者ごとの一部負担金徴収に係る日計表、患者ごとの内訳のわかる帳簿又は患者ごとの内訳のわかる現金出納簿等(直近1年分)及び患者ごとの予約状況が分かる予約簿等(直近1年分)
- (5) 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類(直近1年分)
- (6) 領収書(控)及び処方せん(控)※保存している場合に提出してください。(直近1年分)
- (7) 歯科技工物単価表
- (8) 次の文書の様式(記載前のものを各2部。写しでも可)
 - ①領収証及び明細書
 - ②処方せん
 - ③患者への交付文書(クラウン・ブリッジ維持管理料に係る案内書、医学管理等に係る情報提供文書等)
- (9) 診療に関する院内掲示物全て(コピー、写真でも可)
- (10) 別添「保険医療機関(歯科)の現況」
- (11) 診療報酬請求事務を外部委託している場合はその契約書等

6 その他

- (1) 指導にあたっては、上記以外の資料の提出をお願いすることもありますので、御承知おきください。
- (2) 5 当日準備していただく書類等のうち(10)「保険医療機関(歯科)の現況」については、平成 年 月 日()までに東海北陸厚生局富山事務所へ提出してください。
- (3) 当日は、準備等のため指導開始時刻の15分前までにご来場ください。